

平成24年第3回

甘楽町議会定例会会議録

第2号

9月14日（金曜日）

# 平成24年第3回甘楽町議会定例会会議録第2号

平成24年9月14日（金曜日）

## 議事日程 第2号

平成24年9月14日（金曜日）午後零時57分開議

- 日程第 1 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 2 諮問第 2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 3 議案第42号 甘楽町有功者の選定について
- 日程第 4 議案第43号 平成24年度甘楽町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第 5 議案第44号 平成24年度甘楽町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 6 議案第45号 平成24年度甘楽町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 7 議案第46号 平成24年度甘楽町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 8 議案第47号 平成23年度甘楽町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 議案第48号 平成23年度甘楽町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第49号 平成23年度甘楽町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第50号 平成23年度甘楽町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第51号 平成23年度甘楽町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第52号 平成23年度甘楽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 議案第53号 平成23年度甘楽町水道事業会計決算の認定について
- 日程第15 閉会中の所管事務継続審査・調査申出書について
- 日程第16 議員派遣の件について

- 日程第17 一般質問
- 第1番 江原 榮和 (県道金井高崎線の整備について)
  - 第2番 山崎 愛子 (『甘楽町郷土読本』(仮称)の作成について)
  - 第3番 山崎 愛子 (統合中学校の基本的な考え方について)
  - 第4番 柳澤 清次 (道の駅甘楽(物産センター)について)
  - 第5番 山崎 澄子 (農業諸課題について)
  - 第6番 山崎 澄子 (甘楽パーキングにスマートインター設置を)
  - 第7番 山田 邦彦 (町立図書館と学校図書館との連携(オンライン化)を)
  - 第8番 山田 邦彦 (公会堂などに大型の生ごみ処理機の設置を)
  - 第9番 山田 邦彦 (「原発」、「オスプレイ」の反対表明を)
- 

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12人）

1番	江原榮和君	2番	佐俣勝彦君
3番	山崎愛子君	4番	富岡朝男君
5番	山崎澄子君	6番	長岡敬一君
7番	柳澤清次君	8番	長谷川儀平君
9番	黛哲夫君	10番	中里芳久君
11番	吉田恭一君	12番	山田邦彦君

欠席議員 なし

---

説明のため出席した者

町長	茂原莊一君	教育長	柴山豊君
会計管理者（会計課長）	飯塚章君	総務課長	斎藤誠君
企画課長	新井貞行君	健康課長	中野哲也君
住民課長	三木さゆみ君	振興課長	三木純一君
水道課長	山田勇君	教育課長	山田隆史君
農業委員会事務局長	佐藤芳雄君	監査委員	山田利和君

事務局職員出席者

事務局長	松本一雄	書記	石井和子
------	------	----	------

○開 議

午後零時 57分開議

◇議長（吉田恭一君） それでは、改めましてこんにちは。議員の出席が定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、議席に配付しました議事日程に基づき、順次議事を進めます。



○日程第 1 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

◇議長（吉田恭一君） 日程第 1、諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

本件につきましては、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 質疑がなければ質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 討論がなければ討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（吉田恭一君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決することに決定しました。



○日程第 2 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

◇議長（吉田恭一君） 日程第 2、諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 質疑がなければ質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 討論がなければ討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（吉田恭一君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



### ○日程第3 議案第42号 甘楽町有功者の選定について

◇議長（吉田恭一君） 日程第3、議案第42号 甘楽町有功者の選定についてを議題といたします。

◇議長（吉田恭一君） 本件につきましても、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 質疑がなければ質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 討論がなければ討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（吉田恭一君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



### ○日程第4 議案第43号 平成24年度甘楽町一般会計補正予算（第2号）

◇議長（吉田恭一君） 日程第4、議案第43号 平成24年度甘楽町一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 質疑がなければ質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 討論がなければ討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（吉田恭一君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第5 議案第44号 平成24年度甘楽町国民健康保険事業特別会計補正予算  
(第1号)

◇議長（吉田恭一君） 日程第5、議案第44号 平成24年度甘楽町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 質疑がなければ質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 討論がなければ討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（吉田恭一君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第6 議案第45号 平成24年度甘楽町介護保険事業特別会計補正予算（第1

号)

◇議長（吉田恭一君） 日程第6、議案第45号 平成24年度甘楽町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。  
ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 質疑がなければ質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 討論がなければ討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（吉田恭一君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第7 議案第46号 平成24年度甘楽町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

◇議長（吉田恭一君） 日程第7、議案第46号 平成24年度甘楽町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。  
ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 質疑がなければ質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 討論がなければ討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。



[賛成者挙手]

◇議長（吉田恭一君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

○日程第 8 議案第 47号 平成 23 年度甘楽町一般会計歳入歳出決算の認定について

○日程第 9 議案第 48号 平成 23 年度甘楽町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○日程第 10 議案第 49号 平成 23 年度甘楽町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○日程第 11 議案第 50号 平成 23 年度甘楽町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○日程第 12 議案第 51号 平成 23 年度甘楽町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○日程第 13 議案第 52号 平成 23 年度甘楽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

◇議長（吉田恭一君） 日程第 8、議案第 47号 平成 23 年度甘楽町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第 9、議案第 48号 平成 23 年度甘楽町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 10、議案第 49号 平成 23 年度甘楽町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 11、議案第 50号 平成 23 年度甘楽町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 12、議案第 51号 平成 23 年度甘楽町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 13、議案第 52号 平成 23 年度甘楽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっておりますので、この決算の審査意見報告について、監査委員山田利和君から発言を求められておりますので、これを許します。

監査委員山田利和君、登壇して報告を願います。

◇監査委員（山田利和君） 監査委員の山田利和でございます。議長のご指名がありましたので、平成 23 年度甘楽町各会計決算及び基金運用状況について、順次審査意見を申し上げます。

それでは、お手元の審査意見書 1 ページをお開きください。それでは、読んで審査意見とさせていただきます。

甘楽町長茂原莊一様。甘楽町監査委員山田利和。甘楽町監査委員中里芳久。平成23年度甘楽町各会計決算及び各基金運用状況の審査意見書。地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定により、審査に付された平成23年度甘楽町一般会計及び特別会計歳入歳出決算及び証書類その他政令で定める書類並びに各基金の運用状況を審査した結果、次のとおり意見を付します。

#### 第1、審査の概要。

1、審査の対象、一般会計及び特別会計歳入歳出決算。平成23年度甘楽町一般会計、平成23年度甘楽町国民健康保険事業特別会計、平成23年度甘楽町介護保険事業特別会計、平成23年度甘楽町農業集落排水事業特別会計、平成23年度甘楽町公共下水道事業特別会計、平成23年度甘楽町後期高齢者医療特別会計。

2、平成23年度甘楽町各会計歳入歳出決算事項別明細書。

3、実質収支に関する調書。

4、財産に関する調書。

5、各基金運用状況調書。

第2、審査の期日。平成24年8月21日、22日、23日の3日間。

第3、審査に当たっての留意事項。

(1) 歳入。①歳入成績②予算現額に比し著しく増減のあったものについてはその理由。③違法な収入の有無④未納整理の有無⑤欠損処分の適否。

(2) 歳出。①違法不当な支出がなかったか否か。②予算がその目的に合致するよう執行されたか否か。③執行に怠慢がなく、かつ効果的であったか否か。④建設工事の発注、補助金の交付等適正に執行されているか否か。

第4、審査の手続。審査に当たっては、地方自治法第233条第2項の規定に基づき、町長から送付された各会計の歳入歳出決算書及び地方自治法施行令第166条第2項に定める歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、及び各基金の運用状況を示す調書が、関係法令に準拠して作成されているか。予算の執行が、関係法令並びに予算議決の趣旨に沿い、適正かつ効果的に行われているか。また、その処理が財務諸規定に基づいて処理されているか。決算及び附属書類の計算に誤りはないか。また、各計数は関係諸帳簿及び証拠書類との照合等、通常、例月出納検査で実施している総括的な審査手続を実施しました。各基金の運用状況については、その計数が正確であるか。また、適正に運用されているか。以上の事項を主眼として審査を行いました。なお、この過

程において、必要に応じ担当課長等の説明を求め、これをたしました。

第5、審査の結果。審査に付された各会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、及び財産に関する調書は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、その計数は正確でありました。予算の執行状況は、おおむね適正であると認められました。また、各基金の運用状況を示す書類の計数についても、関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており、誤りのないものと認められました。ただし、全体として滞納額、不納欠損額の増加傾向が見られ、健全財政並びに公正・公平な行政の立場からも、適正な徴収及び早期徴収を望むものであります。

第6、その他。地方自治法第235条の2による例月出納検査に当たっては、各会計とも計数上の誤りはなく、現金及び証書類の保管状況も適正でありました。また、同法第199条の第1項2・4の規定に基づく定期監査については、おおむね100万円以上の主要事業を中心に財政運営状況及び現地調査等を実施したところ、順調に執行されてきました。

第7、決算の状況。一般会計及び特別会計の決算は次のとおりであります。1、一般会計。（増減率は対前年度比）

(1) 収支の状況及び財政の推移。一般会計の歳入歳出決算額は、歳入総額53億5,323万3,000円、歳出総額51億5,431万1,000円で、前年度と比較すると、歳入で7.2%、歳出で5.9%減少しました。翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は、1億6,306万3,000円でありました。平成22年度実質収支額1億4,514万5,000円を減じた単年度収支は、1,791万8,000円の黒字であり、さらに財政調整基金に477万2,000円を積み立てしておりますので、実質単年度収支は2,269万円の黒字となりました。なお、翌年度繰越額を含む歳出予算の不用額3億7,636万4,000円は、予算現額55億3,067万5,000円に対して6.8%で、おおむね予算規模に沿った執行がされているものと認められます。歳入では、町税全体が増収となりましたが、自動車取得税交付金等が減少しました。また、社会福祉費負担金が減少し、地域介護、福祉空間整備等補助金が皆減となり、市街地整備総合交付金や子ども手当負担金等の国庫支出金が大幅減となりました。県支出金でも、介護基盤緊急整備事業費補助金、老人福祉施設等開設準備経費助成事業費が皆減となったため、減額となりました。歳出では、楽山園番所新築工事費や小幡小学校屋内運動場整備工事等が皆増となりましたが、全体では減額となりました。財政の推移を前年度と比較する

と、財政力指数は0.443から0.427と低下し、財政の弾力性を示す経常収支比率は85.6%で、1.7%低下しました。したがって、財政的には依然厳しい状況が続いています。また、臨時財政対策債発行可能額を含まない標準財政規模は、33億6,356万3,000円となり、521万4,000円増加しました。単年度の実質公債費比率は10.6%から10.3%となり、改善されました。町債の本年度末残高は42億4,101万8,000円で、前年度より8,705万4,000円減少しました。厳しい財政状況にありながら、各会計とも予算編成方針の趣旨に沿った適正な事業運営がなされ、実質公債費比率及び町債の減少等、健全財政を堅持すべく努力されたことが十分認められます。

(2) 財政運営の状況。財政運営は、一般的に見て適切でありました。前年度と比較すると、歳入予算に対しての歳入率は96.8%で、0.5%の増、歳出予算に対しての執行率は93.2%で0.8%の増となり、それぞれ適切な範囲であると認められます。

①歳入。歳入全体に占める地方交付税等の依存財源の割合は、前年度より0.9%上昇し62.4%となり、地方税等の自主財源比率は、前年度より0.9%低下し37.6%になりました。これは普通交付税及び小学校屋内運動場改築事業債等の地方債の増加によるものです。なお、用途が特定されずどのような経費にも使用することができる経常一般財源は、普通交付税等の増加に伴い、前年度に比べ2.1%増加しています。歳入全体としては、順調に執行されていました。

②歳出。性質別の状況では、義務的経費は、人件費が0.8%の微増、扶助費が0.2%微減で、公債費が3.3%の減により、全体では0.6%の減となり、歳出全体に占める割合は39.2%であります。投資的経費は、18.6%の減で、歳出全体に占める割合は12.6%になりました。そのうち、普通建設事業費が18.5%減少し、災害復旧事業費が54.6%減となりました。その他の経費では、積立金等の減により8.2%減少し、歳出に占める割合は48.2%となりました。町債の状況について、借入額は前年度に比べて5.9%増の4億390万円となっており、将来の安定的な財政運営のためにも、引き続き計画的な活用を望むものであります。今後とも地方財政は厳しい状況にあることを認識し、限られた財源の重点配分と最小の経費で最大の効果を上げるための創意と工夫を持って町政の執行に当たり、財政の健全化を図りつつ、町民が安全で安心して生活できる「輝くまちづくり」を期待いたします。

(3) 財政健全化判断比率の状況について。地方公共団体の財政の健全化に関する法律

の施行に伴い、4つの指標の審査を行ったところ、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、いずれも該当がありませんでした。実質公債費比率は11.1%から10.7%となり、将来負担比率は51.7%から27.2%に改善され、いずれも基準値以下の健全財政でありました。

## 2、特別会計。（増減率は、対前年度比）

(1) 国民健康保険事業特別会計。歳入決算額は15億7,547万3,000円、歳出決算額は15億1,501万4,000円で、歳入歳出差引額は6,045万9,000円となりました。実質単年度収支は、基金に利子3,000万8,000円を積み立てていることから2,282万4,000円の黒字となりました。歳入では、国保税の収入額は4億6,845万4,000円で、0.8%増となり、収納率は95.2%で0.6%減少しました。一般会計繰入金は7,639万円で、歳入総額に占める割合は4.8%で、前年度より3.3%減少しました。歳出では、療養給付費と療養費で8億2,543万6,000円となり、3.3%増加し、歳出総額に占める割合は54.5%でした。また、高額療養費は9,925万円で、5.3%増加しました。今年度も実質単年度収支は黒字となり、基金残高は増加しましたが、保険給付費額は今後も上昇することが予想され、雇用の抑制や賃金水準の低下の影響により、収納率の低下も続き、さらに厳しい運営が予想されます。将来的に収支バランスのとれた事業運営を行うため、医療費の抑制及び被保険者の健康意識を高めるとともに、収納率の向上に努め、財政の健全化を望むものであります。

(2) 介護保険事業特別会計。歳入決算額は8億9,622万5,000円、歳出決算額は8億8,611万9,000円で、歳入歳出差引額1,010万6,000円となりました。保険給付分は、歳入総額8億6,102万2,000円、歳出総額8億5,397万5,000円で、歳入歳出差引額704万7,000円となりました。第1号被保険者保険料の収納率は99.2%で、昨年より0.3%改善しました。歳出総額のうち、介護給付費支払合計は8億5,217万1,000円で、5.6%の増加となりました。事務費分は、歳入歳出総額952万7,000円で、一般会計繰入金を充てました。地域支援事業費分は、歳入総額2,567万6,000円、歳出総額2,261万7,000円で、歳出の主なものは、介護予防事業と包括的支援事業及び任意事業であります。介護保険制度は在宅サービスを基本とし、要介護高齢者等が、可能な限り居宅において自立した日常生活ができるよう適切なサービス利用の供給に努め、また介護予防、生活支援対策事

業等と連携し、介護予防の推進により財政の健全化を望むものであります。

(3) 農業集落排水事業特別会計。歳入決算額は1億4,263万2,000円、歳出決算額は1億4,209万8,000円で、歳入歳出差引額53万4,000円となりました。城南上野地区の接続率は93.1%、天引地区の接続率は77.1%、善慶寺国峰地区の接続率は68.7%となっています。3地区の処理場等の維持管理費は4,743万2,000円であり、町債においては23年度末残高12億1,037万1,000円で、前年度より6,395万3,000円の減となりました。多額の町債を投入しての事業であるので、未接続者には事業の趣旨をご理解していただき、早期の接続推進を望むものであります。

(4) 公共下水道事業特別会計。歳入決算額は3億1,370万3,000円、歳出決算額は3億1,312万9,000円、歳入歳出差引額57万4,000円となりました。残額につきましては、翌年度に繰り越します。主な事業内容は、維持管理費1,540万3,000円、県央処理場維持管理負担金3,339万7,000円、汚水整備事業費6,430万4,000円であり、認可面積465ヘクタールに対する実施率は63.8%となっています。町債においては、23年度末残高26億3,321万9,000円で、前年度より1億171万1,000円の減となりました。多額の町債を投入しての事業であるので、財政事情等を考慮して、生活環境整備面からも早期接続の推進を望むものであります。

(5) 後期高齢者医療特別会計。歳入決算額は9,964万9,000円、歳出決算額は9,960万円で、歳入歳出差引額4万9,000円となりました。歳入の主なものは、保険料が6,261万5,000円、一般会計繰入金が3,700万9,000円であり、保険料収納率は99.6%でありました。当町の医療費の状況は、保険給付費12億7,121万円で、給付件数3万9,584件、1件当たり平均3万2,000円でありました。高齢者医療制度は、高齢者医療の安定的な確保を図り、老人保健制度が抱える問題点を解決するために制度化されましたが、国は新しい高齢者医療制度創設の検討を行っており、今後どのような制度になるか注視する必要があります。

◇議長（吉田恭一君） 監査委員は自席にお戻りください。

報告が終わりましたので、これより総括質疑に入ります。

ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 質疑がなければ質疑を終結いたします。

〔「なし」の声あり〕

続いて、討論に入ります。討論をお願いします。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 討論がなければ討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第47号 平成23年度甘楽町一般会計歳入歳出決算の認定について、本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（吉田恭一君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第48号 平成23年度甘楽町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（吉田恭一君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第49号 平成23年度甘楽町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（吉田恭一君） 挙手多数。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第50号 平成23年度甘楽町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（吉田恭一君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第51号 平成23年度甘楽町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（吉田恭一君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第52号 平成23年度甘楽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（吉田恭一君） 挙手多数。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第14 議案第53号 平成23年度甘楽町水道事業会計決算の認定について

◇議長（吉田恭一君） 日程第14、議案第53号 平成23年度甘楽町水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

本件につきましても、既に提案説明が終わっておりますので、ここで決算の審査意見報告について監査委員山田利和君から発言を求められておりますので、これを許します。

監査委員山田利和君、登壇をして報告を願います。

◇監査委員（山田利和君） それでは、平成23年度甘楽町水道事業会計決算について、審査意見を申し上げます。

審査意見書9ページをお開きください。それでは、読んで審査意見とさせていただきます。

甘楽町長茂原荘一様。甘楽町監査委員山田利和。甘楽町監査委員中里芳久。平成23年度甘楽町水道事業会計決算審査意見書。地方公営企業法第30条第2項の規定により、平成23年度甘楽町水道事業会計収入支出決算及び証書類を審査した結果、次のとおり意見を付します。

第1、審査の概要。

- 1、審査の対象。平成23年度甘楽町水道事業会計決算、現金・預金通帳の残高。
- 2、審査の期日。平成24年7月25日（水）。
- 3、審査に当たって留意事項。



(1) 収入。①収入成績②予算現額に比し著しく増減のあったものについては、その理由。③未納整理の有無。

(2) 支出。①違法不当な支出がなかったか否か。②予算がその目的に合致するよう執行されたか否か。③執行に怠慢がなく、かつ効果的であったか否か。④建設工事の発注等、適正に執行されているか否か。

4、審査の手續。審査に当たっては、町長から提出された決算書の中で、収益的収入及び支出・資本的収入及び支出・損益計算書・剰余金計算書・貸借対照表等各調書について、法令に準拠しているか、財政運営は健全か、予算が適正かつ効果的に執行されているか等に主眼を置き、関係諸帳簿及び証拠書類との照合等、通常例月出納検査で行っている総括的な内容について、審査を実施しました。そのほか、必要と認める手續の審査を実施しました。

第2、審査の結果。審査に付された決算書の中で、収益的収入及び支出・資本的収入及び支出・損益計算書・剰余金計算書・貸借対照表等各調書は、法令に準拠して作成されており、決算計数は関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、地方公営企業関係法令に従って適正に事務事業の執行がなされていることが認められました。ただし、滞納額は減少傾向であるが、健全財政並びに公正公平な立場からもより適切な給水停止の執行と適正な徴収を求めるものであります。

### 第3、総括事項。

(1) 決算の状況について。平成23年度の収益的収入の決算額は、2億816万5,000円で、前年度比0.1%増加しました。主な要因は、給水収益の増加によるものであります。収入額には、一般会計補助金157万8,000円が含まれています。収益的支出の決算額は、1億8,666万7,000円で、前年度比2.1%増加しました。主な費用は、修繕費1,149万円、固定資産減価償却費9,190万7,000円、企業債利息2,069万8,000円、動力費395万7,000円、薬品費537万4,000円、人件費3,332万1,000円で、総収支比率は111.5%であり、当年度純利益2,149万8,000円となり、経営努力が認められます。資本的収入の決算額は238万円で、一般会計出資金（水資源開発施設整備元金）のみです。資本的支出の決算額は、1億648万円で、前年度比41.9%減少しました。主な内訳は、建設改良費7,068万5,000円及び企業債償還金3,579万5,000円でした。企業債の年度末残高は51件で、5億5,754万6,000円となり、前年より3,579万

5,000円減少になりました。資本的収入額が資本的支出額に対して、1億410万円不足になっていますが、この不足額は過年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税・地方消費税資本的収支調整額で補てんしています。

(2) 資金不足比率について。地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、公営企業会計に係る資金不足比率を算定し審査を行なったところ、その比率は基準以下であり、健全財政でありました。

(3) 主要事項について。本年度より国峰簡易水道事業を会計統合しました。本年度末の給水人口は1万3,770人で、前年度と同じになりました。年間有収水量は163万732立方メートルで、前年度比1.5%増加しました。有収率は78.4%で、前年度より2.4%減少となりました。秋畑・那須簡水の有収率は上がりましたが、上水が下がったことが原因です。当面は85%の有収率を目標に漏水防止対策等を図る必要があります。建設工事の主なものは、前年度に実施した工事場所の舗装復旧工事が主であり、その他、白倉・轟浄水場の配水池水位計ほかの交換修繕工事などを行いました。また、安全で良質な水の安定供給のために、各浄水場並びに水源の維持管理等を実施し、それぞれ適正に執行されました。これからは、施設の老朽化に伴う改修・更新等財政を考慮した計画的な修繕及び建設改良工事を実施する必要があります。そのためには、企業的経営感覚と原価意識を持って、経営の合理化と経費節減に努力されるよう留意願います。今後とも、健全財政を堅持しつつ、安全でおいしい水の供給に向けてより一層の工夫と努力を望むものであります。

◇議長（吉田恭一君） 監査委員は自席にお戻りください。

報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 質疑がなければ質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 討論がなければ討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

◇議長（吉田恭一君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

---

○日程第15 閉会中の所管事務継続審査・調査申出書について

◇議長（吉田恭一君） 日程第15、閉会中の所管事務継続審査・調査についてを議題といたします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によってお手元に配付しました継続審査・調査の申出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長（吉田恭一君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査することに決定いたしました。

---

○日程第16 議員派遣の件について

◇議長（吉田恭一君） 日程第16、議員派遣の件についてを議題といたします。

会議規則第121条第1項の規定によって、お手元に配付しました議員派遣の件についてをお諮りいたします。

配付書記載のとおり、議員派遣することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長（吉田恭一君） 異議なしと認めます。

よって、配付書記載のとおり、議員派遣することに決定いたしました。

---

○日程第17 一般質問

◇議長（吉田恭一君） 日程第17、一般質問を行います。質問通告の順に発言を許します。

最初に、1番江原榮和君。

◇1番（江原榮和君） 私は、一部未整備となっております県道金井高崎線の整備につい

て、また県に対する整備促進についてお願いしたく、質問いたします。

県道金井高崎線は、現在国道254号線から三途川にかかる新金井橋南詰までの間、約100メートルにつきましては、整備がされているものの、新金井橋南詰から北側につきましては、未整備の状況となっております。特に、当該区間のうち、上州新屋駅西の踏み切りから北につきましては、坂道の上、カーブもあり、自転車の利用者や歩行者にとっては、大変危険な道路となっております。

当該県道の整備に当たりましては、昭和60年4月16日に決定されました都市計画道路3・5・7（新屋駅天引線）では、当該踏み切り部分が立体交差構造となっております。計画から20年余りが経過しております。計画からかなり広い幅での道路計画となっております。計画から20年余りが経過しております。最近では沿線住民も高齢化したこともあり、拡幅整備を行うのであれば自分の代に何とかしたい、という意見が多く、具体的な整備計画を早期に示してほしいという声を聞いております。

当該県道につきましては、国道254号線バイパスから新金井橋南詰までの約500メートル区間の整備が行われれば、町が今年度から開発を計画しております遠出居地区の住宅団地への侵入路の取りつけがよくなることに加えまして、同バイパスからの天引工業団地や現在町が甘楽パーキングエリアへの併設を計画・検討しておりますところのスマート・インターチェンジへのアクセスが大変便利となり、利用車両の増加も見込まれるなど、その経済効果は大なるものと考えられます。

当該整備区間につきましては、甘楽町と高崎市の両行政市町が入り組んでいる場所でもありまして、両市町の開発計画の調整が必要であることに加え、担当します土木事務所も富岡と高崎の両土木事務所の管内となっているために、整備を行っていく上での課題も多くあると思いますが、現段階において町が把握しておりますところの整備計画の推進状況や今後の予定等についてお聞きいたします。

なお、当該県道につきましては、平成24年度における群馬県の公共事業の箇所づけの中で概略設計が新事業として採択したということを知っております。

まず、一つとしまして、概略設計がこれからということですので、具体的な道路構造はわからないと思いますが、現段階で町が把握しているところの整備進捗状況について。

2番目としまして、町として把握しておりますところの道路整備内容と今後の整備振興予定について。

また、3番としましては、お願いとなりますけれども、当該県道の整備につきまして

は、沿線の地元住民の意見をお聞きしながら引き続き県に対しまして積極的な推進を要望していただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

◇議長（吉田恭一君） 町長。

◇町長（茂原荘一君） それでは、江原榮和議員の「県道金井高崎線の整備について」のご質問にお答えをいたします。

初めに、江原榮和議員ご指摘のとおり、県道金井高崎線の国道254号バイパスから新金井橋までの約500メートルの区間については、総じて道路が狭隘であるため、これまで町では交通の安全・安心を確保するとともに、基幹道路の整備を図る観点から、あらゆる機会を通じて関係機関等に整備促進のお願いを働きかけてまいりました。

おかげさまで、今般関係各位のご理解とご協力をいただき、平成24年度新たに道路改築の概略設計にかかわる県の予算措置がなされ、町として願望久しかった県道整備が着手されることとなりました。

また、町といたしましては、この機会をとらえ、この県道の改築と相まって、遠出居地区の開発はもとより、周辺の土地利用の推進を図っていかねばと考えております。

議員ご質問の県道の整備促進に向けた現在の進捗状況等については、この後担当課長からお答えをさせますので、ご理解をいただきたく、お願いを申し上げます。

◇議長（吉田恭一君） 振興課長。

◇振興課長（三木純一君） それでは、命によりお答えをいたします。

まず、ご質問の一つ目の項目の整備の進捗状況についてでございますが、県道金井高崎線の概略設計について、今年度500万円の予算配分がされまして、今後3案比較の検討を行う予定で調査を進めている状況と把握してございます。

次に、ご質問の二つ目の項目の道路整備内容と今後の整備進行予定についてですが、まず富岡土木事務所内の見解をまとめ、それに基づいた3案を県道路整備課と協議を行い、県全体としての案をまとめ、町に提示し、協議を行う方針とお聞きしてございます。

なお、上信電鉄との交差部につきましては、現在、江原議員ご指摘のとおり立体交差構造となっておりますが、基本的には平面交差を念頭に置いているため、都市計画決定の変更等が生じるために、高崎市を含め都市計画決定の変更等の手続の協議が行われます。その後、県の道路整備計画「今後10カ年に整備すべき路線」への搭載でございますが、その搭載が行われ、県内部での協議が行われます。また、県計画への搭載とともに、国土交

通省へ社会資本整備総合交付金として補助要望を行い、事業実施となる見込みとお聞きを  
してございます。

道路の構造につきましては、先ほども申し上げましたが、軌道との交差部は平面交差で  
歩道を確保したものと見込まれております。

次に、質問の三つ目の項目についてでございますが、係る県道の整備に当たりまして  
は、町長の答弁のとおり、遠出居地区の開発をはじめ、周辺土地の高度利用を図る上で  
も、町として願望久しかった事業でございます。もとより、江原議員ご指摘のとおり、沿  
線の地域住民のご意見等をお聞きしながら、関係機関と協議をして円滑な事業推進を図っ  
てまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたくお願い申し上げます。

以上申し上げ、答弁といたします。

◇議長（吉田恭一君） 江原議員。

◇1番（江原榮和君） 先ほどの答弁の中で、3案比較というののはどのような比較でしょ  
うか。

◇議長（吉田恭一君） 振興課長。

◇振興課長（三木純一君） 一応、1案だけでなく、家屋が引かかる家もございませ  
し、町長ご答弁のように狭隘で曲がりくねった県道を真っすぐするという、それと金  
井橋と254バイパスまでの500メートルの線形を考えたときに、3案ぐらいの案をつ  
くって、その中でより経済的に合理的な交通ネットワークとして交通上の安全確保を図る  
ような構造にしていくということで、3案比較を出すということでお聞きをしておいま  
す。

以上ですが。

◇議長（吉田恭一君） 江原議員。

◇1番（江原榮和君） ありがとうございます。今の当該県道につきましては、早期整  
備につきましては、これが整備されることによりまして、遠出居地区の開発もスムーズにな  
ると思っておりますので、ぜひ県に対しまして促進の方を推進していただきたいと思いま  
すけれど、よろしく願いいたします。

◇議長（吉田恭一君） では、江原榮和君の質問が終了いたしました。

次に、3番山崎愛子君。

◇3番（山崎愛子君） 二つ質問をさせていただきます。

その一つですが、甘楽町郷土読本、これは仮称ですが、その作成についてということで

お願いいたします。

楽山園もオープンして、歴史と文化を標榜する甘楽町の顔がはっきりしてきました。昨日は、楽山園入場者が5万人を達成、本当におめでたいことですが、私は昨年、楽山園は何人くらいの入場者を想定しているのですかというから、私は10万人だと思えますぐらいですというふうに答えましたら、えっというふうに言われたんですけども、町は3万5,000人ということでしたが、希望的に答えましたけれど、半年で5万人になりましたので、それも夢ではなく、今後ずっとそのようになってくれるとよいなと思っております。

話が変わりまして、教育基本法が改正されて、新学習指導要領の総則には、歴史と伝統を尊重、継承させるという文言が盛り込まれました。

甘楽町町民が、歴史や文化や伝統を大切にして、郷土を誇りに思うことにより、この思いが大切だと思うんですが、住みたい町、町を大切に守っていこうという心が芽生えると思えます。

ここに、小幡町の郷土読本という本があります。すばらしい本なんですけど、この本は昭和の初期、戦前に小幡小学校長の上原喜久雄先生が中心になって、小学生に郷土の歴史を教える目的で編纂したのですが、当時の住民が心から郷土を愛し、親や家族を大切に、さらに極めて豊かな精神性を持って生きてきたことがうかがえます。

既に、『甘楽町史』『まんが甘楽町の歴史』という非常にりっぱなすばらしい本が編纂されておりますが、これとは別に小学生から中学、そして一般というふうに、小学生にも教えることができ、秋畑、福島、新屋を含めた甘楽町の歴史や伝統を地域住民にもよく理解してもらい、町の歴史や文化が住民の暮らしに深く浸透するよう、一般家庭にも配布することを目的とした、仮称、これは今、甘楽町郷土読本というふうに仮称と、前のを借りているわけですが、編纂する必要があると考えますが、いかがでしょうか。

以上の考え方を実行に移すためには、まず仮称ですが、甘楽町郷土読本編集委員会のような組織を立ち上げて、計画的に取り組む必要があると考えますが、いかがでしょうか。お考えを伺いたいと考えます。

もう1点は、統合中学校の基本的な考え方について、質問したいと思います。

統合中学校新設につきましては、関係各位のご努力により、現在進行していると思えますが、まずそのご努力に敬意を表したいと考えます。

さて、過日、農業振興地域除外もとおおり、農地転用の申請も進んでいるとお聞きしまし

た。が、文化財の調査など、計画的に進んでいるのでしょうか。統合中学校についての進捗状況について伺いたいと考えます。

次に、統合中学校の各施設の配置等の基本計画、設計についてはどのように考えているのか、基本計画、設計についてお伺いしたいです。

これはまず私の考え方ですが、この校舎建築物というのは、群馬県産材の、もう当たり前前かも知れませんが、群馬県産材の木造建築校舎を基本として、100年の耐震化建築物を目的としてほしいと考えます。

屋根は、地元産の瓦ぶきで、しかもソーラーシステム導入。

電気は、もちろんソーラーシステムですが、あそこは高台ですから風力発電とか将来的にはバイオマスとかで賄うことができ、照明もこれも当然でしょうが、LED照明の配置。

(4)では、運動場は、職員室から見渡せる配置にする。2階ではなくて、1階。2階が今職員室になっている学校もありますが、大変不便ですから、子供たちの安全を考えた場合には、1階がいいかなと思います。もちろん、体育館は、今、小幡小も福島小もできておりますが、瓦ぶきの和の建築で非常に町に合っているので、大変いいかなと思いますが、そのようにお願いできれば。さっき申し上げた職員室は1階。

(5)番目、1教室は、日本文化を学ぶ甘楽町の伝統とか文化に合った和の教室を、部屋を設けて、畳の部屋、床の間を設けて、炉を切り、茶室などの多目的な使用もできる部屋で、名称は長岡今朝吉翁の部屋として、愛郷精神のすばらしい方の恩義を忘れない真心を見習って子供たちがまねしていつてくれるような、そういう涵養していけるようにしていくことがいいかなというふうに考えます。

そして、今のあそこの地域は、植栽が非常にドングリの木も植えたりして自然に配してありますけれども、多種目で冬の西風の対策にしていく等々、いろいろあると思いますが、そんなことを考えております。

考えるともつといろいろな夢が浮かんできますけれど、学校で使用する電気がソーラーシステムとか風力発電、バイオマスなどで将来的ずっと長い期間では賄えるような環境に配した基本計画で、それに基づいた設計。で、生徒たちが、こういう学校を卒業してきたんだというふうに、将来誇りとなって町から出ていったり、町に住めるような学校建築で、ふれあいの丘の一大文化・福祉施設の拠点となって、甘楽町の発展に一層寄与するよう取り組んでいただきたい。



当局の考えをお伺いしたいと思います。以上でございます。

◇議長（吉田恭一君） 教育長。

◇教育長（柴山 豊君） では、山崎愛子議員の「甘楽町郷土読本の作成について」のご質問にお答えいたします。

なお、最初におことわり申し上げますけれども、議員がご指摘の指導要領にある文言については、若干間違いがあるのではないかというふうに思います。歴史と伝統を尊重、継承させるという文言は、どうも見当たりませんので、私としては訂正願いたいというように思っております。

では、ご質問にお答え申し上げます。議員ご指摘のとおり、町の歴史や文化、伝統を知り、郷土を誇りに思い、愛着を持つことは、非常に大切なことだと考えております。この考えは、第5次総合計画にも反映されており、今後のまちづくりに生かしていく所存であります。

郷土の歴史を知ることができる書物は、町立図書館の郷土史コーナーで常時閲覧することができますし、一例を挙げますと、古くは明治42年に編纂された旧町村の歴史を知ることができる『上野国郡村誌』、昭和3年発行の『北甘楽郡史』、昭和54年発行の『甘楽町史』、新屋関係では昭和50年発行の『新屋村 その史話と名物』などがあります。もちろん、議員がお持ちの昭和15年発行の『小幡町郷土読本』も備えてあります。

子供向けとしては、平成22年度に改訂した小学校3・4年生の社会科読本でもあります『わたしたちの甘楽町』、『まんが甘楽町の歴史』などがあります。

専門分野では、『ふるさとの民話』『甘楽町の文化財』『甘楽町の石造文化財』『甘楽町の地名』などもあります。この『甘楽町の文化財』は、現在、甘楽町文化調査委員の皆さまのご協力をいただき、17年ぶりに改訂作業に取り組んでおり、今年度中に発行を予定しております。

このように、数千年の歴史や幅広い生活の営みを書籍にまとめることには、明確な編纂目的と読者層の設定が重要であり、発行しても読んでいただければ意味がありません。

まずは、歴史や文化に興味のある方が、これらの書籍を活用して自ら学んでいただきたいと考えております。

議員におかれましても、町の文化や教育の発展にさらなるご支援を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、山崎愛子議員の「統合中学校の基本的な考え方について」のご質問にお答えいたします。

統合中学校の進捗状況、並びに統合中学校の各施設の配置等の基本計画、設定についての質問でございますが、このような大規模な事業を遂行するためには、大勢の皆さまのご理解とご協力が不可欠であり、とりわけ地権者の皆さまや保護者の皆さん、そして地域の方々の深いご理解、ご協力が何よりも必要であることは言うまでもありません。

また、大規模開発を進めるためには、関係法令に基づく許可権者、国・県等との協議や、一定のルールに基づいた事務手続、先祖からの受け継いだ資産の譲渡など、デリケートな面もございますので、慎重な発言が求められるところであり、今まさにそのさなかにあることをまずはご理解いただきたいというふうに思っております。

したがって、今の段階ではご質問の趣旨に沿った具体的な回答は難しいかと思っておりますが、今後の事務手続手順について担当課長からご説明を申し上げますので、ご理解をお願いしたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

◇議長（吉田恭一君） 教育課長。

◇教育課長（山田隆史君） それでは、命によりお答えをさせていただきます。

初めに、統合中学校の進捗状況についてのご質問でございますが、ご質問にもありましたように、農業振興地域整備計画の変更協議につきましては、県から同意通知があり、これを受けて農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可申請書を提出したところでございます。また、租税特別措置法に基づく譲渡所得等の課税の特例を受けるための税務署への事前協議も無事終了いたしました。これからは、土地売買契約締結に向けて未相続土地の登記事務や権利設定土地の抹消登記手続とあわせて、地権者のご理解をいただいてまいりたいと考えております。

また、都市計画法第29条の規定に基づく開発許可申請書の提出については、10月下旬を目途に準備を進めているところでありますが、申請に必要な資料作成のための地質調査等は現在実施中でございます。この地質調査が終了しますと、ご質問にもあります建物配置の素案の検討に入れるようになります。

また、提出済みの農地転用許可と開発許可は、許可になるとすれば同時期になると思われませんが、この二つの許可がおり、かつ土地売買契約が成立して初めてご質問にあります文化財の発掘調査に着手できることとなります。この文化財保護法に基づく発掘調査が終了しますと、いよいよ土地の造成工事に着手できることとなります。

土地造成までの概略は、以上でございます。

次に、統合中学校の各施設の配置や基本計画、設計についてのご質問でございますが、今後基本構想、基本計画の素案作成や設計業者を選定するための委員会の設置、設計業者の選定、基本設計、実施設計と進めてまいります。この過程において議会はもとより学校関係者や保護者、住民の皆さんなど大勢の皆さんからご意見を拝聴していきたいと考えております。

学校建設に当たっては、土地の形状や周辺環境からの制約もございます。文部科学大臣が定める中学校建設基準に沿った検討も必要でございます。また、多額の費用が伴いますので、施設の規模、機能の決定に当たっては、義務教育諸学校等の施設設置国庫負担金に関する法律や他の補助制度等の検討など、財源確保の面からの議論も大変重要になります。

ご質問の中で、かなり具体的に時代背景を意識したご提案をいただきましたが、先程申し上げましたように、今後ご意見をお伺いする機会を設けてまいりますので、その際に改めてご指導、ご提案をいただきますようお願いを申し上げ、答弁いたします。よろしくお祈りいたします。

◇議長（吉田恭一君） 山崎愛子議員。

◇3番（山崎愛子君） まず、仮称、甘楽町郷土読本のことですが、この新学習指導要領の総則、歴史と伝統って、前の項目の方には入ってましたですけど、それがよりはっきりしてきたということです。間違っていないと思います。今ちょっと教育長さんから言われましたですけど、今年の教員採用試験にもこのことはしっかりと出ていて、はっきりとそれが言われてきたとそういうことで、指導要領も2冊買ってちょっと検討してみたわけなんです。だから間違っていないと私は思います。

それからあと、その甘楽町、今、教育長さんもいろいろおっしゃってくださったたくさん本が甘楽町について書かれていますね。だけど、それは皆さんがしっかり読むには難しいし、それから古いものから学者でない限りなかなかそれを読むことはできないし、それからあとまた『わたしたちの甘楽町』、あれは小学校の4年生からですかね。使う。あれは副読本ですよ。その改訂というか、その改訂にこのところ、私立ち会ったことはないですけど、皆、教員が編集委員になって、そして教科書が改訂されるたびにそれも改訂されるものだと思いますけれど、それは小学生のものであって、私は、今先程この文章の『甘楽町史』なんて、一くりにしましたですけど、これは非常に細かく非常

に専門的にできていますが、『まんが甘楽町の歴史』、これも大変いいんですけれど、17、8年前のものですよね。もう20年近く、これからこういう委員会を立ち上げたとしても、だから50周年も甘楽町は過ぎましたし、それからあとお年寄りも聞き分けをするときも、もうどんどんなくなってしまいますよね。だから、そういうことを考えると、今年すぐということじゃないんですけれども、甘楽町がこんなにしっかりとできている。それを今までのことから、なかなか全部は盛れませんけれども、秋畑、福島、新屋という地域を大まかでわかるような本をつくっていったらどうでしょうかということなんですよ。

なぜかという、そのようなそういうふうにして甘楽町を大切に思っていこうというそのそういう思いがこれからずっと続いて、さらにいい町になっていくのではないかと私は考えていますので、もうだめということではなくて、ぜひ考えていただきたいということが1点です。

じゃ、まずそれにつきまして。これ、続けてでよろしいんですか。

◇議長（吉田恭一君） じゃ、そのことで、教育長。

◇教育長（柴山 豊君） まず、こういうものを編纂するときには、ひとつの時期というものがあるかというふうに私は考えます。例えば、町が新たにできて、例えば80年を迎えたとか、70年を迎えたとかというそういう記念のときに、まずひとつは発行していくというのが一つの大事なことなのかなと。そういう一つの町の事業としてやっていくということは、ひとつは大事。ただ、こういうのが必要だからというだけでは、ちょっといかがなのかなというふうに私自身は思いますし、同時に17年前のというふうなことが、日にちがたったからというふうな言葉がございました。

文化財調査のものと歴史とはちょっと違うところがございまして、「甘楽町の文化財」を今、改定しているのは、17年前から見ると大変町が指定したものと大分かなり違ってきております。当時の指定数と今の数では大分違っておりますので、この辺は当然加えていかなければならないということがございますので、これは改定をしていく必要があると、こういうことの中で、今進めているところであります。

同時に、一般的に歴史というのは、ご存じのように、そう簡単には歴史というのは変わらないわけでありまして、17年前のものだから古くてこれはだめだというわけにはなかなかない。これはなかなか動かないものであるというふうに、私自身は考えておりますし、同時に今、子供たちにこれを与えるのか、あるいは議員は一般のという大人のど

いうふうなことも両方書いてあるものですから、最初に申しあげましたように、ターゲットがしっかりしていないと、我々は編纂をできないという面がございますので、これについては慎重に今後は考えていかなければならないものかなというふうに考えております。

以上です。

◇議長（吉田恭一君） 私の方から、ちょっと質問の内容についてなんだけど、山崎愛子議員のお話、意図しているところは、子供にわかりやすい郷土読本をつくらうということで質問をされていると思うんだけど、それでよろしいんでしょう。問題は。

◇3番（山崎愛子君） 子供、小学生です。よろしいですか。

◇議長（吉田恭一君） はい。

◇3番（山崎愛子君） 発言してもよろしいですか。

◇議長（吉田恭一君） はい、いいです、どうぞ。

◇3番（山崎愛子君） 小学生のは、『わたしたちの甘楽町』という小学生用の教科書に準拠したものがつくってあるんですよね。それは学校の中だけです、小学生がまた甘楽町の歴史を学ぶときに、こっちにもこういう本があるけれども、これは一般的という町民にも配れる。もちろん、『甘楽町史』を子供たちが難しいからしないかという、見ないかという、とんでもない。郷土クラブの子供たちは、もう今は郷土クラブがあるかどうか知りませんが、うちの娘なんかも熊井戸先生に指導されていたときなんかは、この『甘楽町史』をよく脇に抱えていろいろ文化財を訪ねていましたですけれど、そういうふうにして使える。だけど、一般家庭にも配れるものとそういうことです。

それからあと、これは甘楽町がいろいろ楽山園もしっかりできたりして、50年も過ぎたわけですし、80年とかそういう何か記念のときに本をつくりましょと、そういう町をさらによくしていくために、町のいろんな消えてなくなっていくものもありますよね。そういうものも網羅できるような本をと、そういうことで、時期が今は非常に適していないというのではないのではないかと思います。そういうふうに、甘楽町の例えばお年寄りがしっかりと今まで。

◇議長（吉田恭一君） 私が言うのは、ここにスタートからの教育基本法、教育基本法といたって、一般の人は。

◇3番（山崎愛子君） そうですね。それは教育関係者だけのものですからね。

◇議長（吉田恭一君） 子供のことについて、主にわかりやすくというふうな意味でスタート、質問があるんじゃないのかなと思うんだけど、山崎愛子議員、いろいろターゲット

を広げながら質問すると、答える方も迷っちゃうから、その辺はそういう読本をつくってください。あるいは、こっちでそれはあるからしない。そういうやりとりでいいのかなと思うんだけど、どうでしょうか。

◇3番（山崎愛子君） ぜひ、子供向けというんじゃなくて、一般用で子供も使える。じゃ、子供も使えると言わないで、一般的なそういう甘楽町の3地域を網羅した、だから町全体を網羅した歴史や文化や住民のそういう暮らしだとかね。そういうものを現時点でつくっていただきたいと、そういうことです。よろしいでしょうか。

それから、中学校の方の今、よくわかりましたですけれど、進捗状況についてはわかりましたので、またおいおいそういうことを報告してもらえればありがたいと思います。

◇議長（吉田恭一君） よろしいですか。

◇3番（山崎愛子君） はい。

◇議長（吉田恭一君） 山崎愛子議員の質問が終了いたしました。

ここで10分ほど休憩していただいて、集まり次第再開させていただきたいと思います。



午後2時27分休憩

午後2時35分再開



◇議長（吉田恭一君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

7番柳澤清次君。

◇7番（柳澤清次君） 私は、楽山園から道の駅について、質問いたします。

楽山園がオープンして以来、観光客も大分ふえてまいりました。道の駅南側には大きな駐車場、東側にも駐車場が完成しつつあります。道の駅についても手狭になってきたような感じが見受けられますので、そこで幾つか質問してみたいと思います。

今現在、駐車場が大型バス4台とめられますが、今後何台ぐらいとめられるようになりますでしょうか。

2番目として、販売所を広げる計画はありますか。

3番目ですが、お客さんがたくさん来店しているとき、レジに行列ができていますが、対策はしていますか。

4番目に、その他はどのような対策がありますか。

以上、質問いたします。以上です。

◇議長（吉田恭一君） 町長。

◇町長（茂原莊一君） それでは、柳澤清次議員の「道の駅甘楽」、いわゆる物産センターについてのご質問にお答えをいたします。

初めに、おかげさまを持ちまして、道の駅甘楽については、今春の楽山園のオープンをはじめ、3月から5月まで開催をいたしました「キラッとかんら観光キャンペーン」などを通じて、ご利用のお客様が增加をしておられる状況となっております。

ご案内のとおり、道の駅甘楽は、町の観光、そして交流の情報発信の役割を担うとともに、地域特産品のPR、消費拡大の役割、さらには地域住民の日常生活を支える役割を持っていると考えております。

その上で、今後はさらに道の駅本来の機能を充実させ、道路の利用者、観光客、及び地域のお客様へのサービスの向上が一層図られるよう、充実した施設の整備に取り組み、その機能強化を図ってまいりたいと考えております。

そうした観点から、議員のご質問の各項目について、この後担当課長からお答えをさせていただきますので、ご理解をいただきたくお願いを申し上げます。

◇議長（吉田恭一君） 振興課長。

◇振興課長（三木純一君） それでは、命によりお答えをいたします。

まず、ご質問の一つ目の項目の大型バスの駐車スペースについてのご質問でございますが、もとより駐車場の利用方法により異なると思いますが、現在では常時5台のスペースは確保してございます。

次に、二つ目の項目の物産販売所の拡張計画についてでございますが、ご承知のとおり、現在まちおこしセンターの建設計画を進めており、道の駅の機能強化を図るための施設の拡充計画を検討しております。

計画の立案に当たりましては、先ほど町長の答弁のとおり、道の駅としての三つの役割を基本コンセプトとして、物産販売スペースの拡充・拡張、観光・交流発信機能、休憩スペース、地域の日常生活を支援する機能等を備えた施設整備のあり方を検討しております。また、その際、「キラッとかんら観光キャンペーン」で実施をしました観光アンケート調査結果の道の駅利用特性に十分配慮しまして、検討を行っております。

おかげさまで、道の駅東側に接続します用地につきましては、地権者のご理解とご協力をいただきまして、道の駅として機能を十分取り込むだけのスペースが確保できましたの

で、町長の答弁のとおり、お客様へのサービスの向上が一層図られるように、充実した施設の整備に取り組んでまいりたいと考えております。

したがって、これらの計画が実現されますと、ご質問の三つ目の項目も対応できることとなります。

ご質問の四つ目の項目のその他の対策についてでございますが、これらのまちおこしセンターの計画を通じまして、より充実した道の駅としての機能強化が可能となりますし、これらのハードの整備と相まってソフトの充実、さらには道の駅周辺の道路、公園等の環境整備計画も立案してございますので、ご理解をいただきたくお願い申し上げ、答弁いたします。

◇議長（吉田恭一君） 柳澤議員。

◇7番（柳澤清次君） 今、バスが5台ということを知ったんですけど、1台ふえたと思うんですけどね。それで、例えば5台の大型バスが来た場合、平均で1台大体30人ぐらいの人が乗っていると思うんですけど、およそ三十五で150人観光客が来てくれるわけなんですけれど、そうした場合、あそこの今の現在の道の駅だとスペースがちょっと今の倍ぐらいあってもいいような感じがするんですよ。そして、道の駅に対してはその倍ぐらいあってもいいと思うんです。

それから、お客さんが来店しているときに店のところがすごい混雑してしまうので、今レジが二つ、2カ所ですから。1カ所のところに二つあるという感じなんですよね。そのレジ、お客さんがいっぱいいるときには何かもう一つぐらい予備的なものがないか。

それと、お客さんに対して、結構時間がかかっているんですよ。大型店なんかも行って見たんですけど、袋に入れてやるということをお客さんの方がやって、レジの方は袋を渡して入れてやってくださいとか、そういう工夫をしているわけなんですよね。だから、余りレジのところで時間がかからないようにどうかそういう工夫をしたらいいかなとそんなように感じているわけなんですけれど。

そして、今後は南側の駐車場、臨時駐車場というのがありますけれど、この臨時駐車場というのは、3年以内にまたほかのところにかえるかどうか、そういうことも含めて質問したいと思うんですけど、今現在は東の方にフレンズというお店があったんですけど、そこを拡張したので、通常ならこの道の駅のそれだけで十分なような感じがするんですけどね。南側の駐車場は結構大型の駐車場なんですけれど、今後そのところはどういうふうに変えていくんだか、そういうことをちょっと質問したいと思うんです。



けれど、よろしくをお願いします。

◇議長（吉田恭一君） 振興課長。

◇振興課長（三木純一君） お答えをいたします。二つほどあったかと思えます。

一つ目は、レジが混雑する。それは、お聞きをしておりますし、町長からもその解決をするようにとかねがね指示をいただいております。

先ほどその関係につきましては、まちおこしセンターのお話をしましたが、実は食堂部分と物産部門をある程度切り離しをします。今のレジは、物産部門もレジへ、食堂で食券を買う人も同じレジでということで、そこが煩雑をしているわけです。それがときとして待ち時間が多くなって、お客様からクレームをいただくと、おしかりをいただくというような状況もございます。そこで、そういったものも解決をしながらまちおこしセンターをつくる。

実は、物産センターの機能がそのまま道の駅になったものですから、道の駅としての機能も追及していかなければならない。それが町長が先程ご答弁された道の駅としての機能強化というところでございます。

そういったことで、今、まちおこしセンター、事務局の段階では500～600平米、今予定をしております。そういったことで、土地利用が十分に図られますから、それで解消していくということになります。

二つ目の柳澤議員のご質問の、臨時駐車場を含めると駐車スペースが多過ぎるんじゃないかというお話がございました。全くそのとおりでございまして、いわゆる臨時駐車場については、先程もご答弁させてもらいましたが、小幡公園、あるいは道路の開設、そして雄川堰のところは蛍の出るところになっておりますので、そういったところに配慮した公園づくり、道路より南側はそういった整備をしている、先程申し上げましたご答弁した環境整備を行っていくというところで、道路をまたいで車を駐車して、また道の駅の方に来るというんじゃなくて、道の駅の中でお客様が回遊できるような動線を考えておりますので、二つ目のご質問もそれで解消できるということでご心配はないと考えております。

以上です。

◇議長（吉田恭一君） 柳澤議員。

◇7番（柳澤清次君） それと、観光客が来てもらうのは、買い物をして帰るといったときは割と午前中じゃなくて午後になると思うんですけど、そうするとあそこへ行ってみると、午前中はいっぱいあるんですけど、午後になると、ほとんどなくなって、全部はな

くなりゃしないんだけど、ちらほらという感じになっちゃうんですね。そこで、生産者が持ってきたものは午前中で、なくなるようなときには午後、また入れてもらうようなことはできないかという要望ですけど、そのようなのができたならばよろしいんじゃないかなとそのように考えているんですけど。これから観光客というのは、毎日一定だけの人数が来るといふじゃなくて、ときには5台スペースがあれば大型バス5台分そっくり来るかもしれないけれども、来ないときには全然来ないというときもあると思うので、なかなか難しいところもあると思うんですけど、そういうこともよく考慮していただいて、製品が新鮮な製品というんですかね。そういうのがいつでもあるような、帰るときに新鮮な野菜でも何でもそういうのがあるような感じにできたらいいなと思っているんですけど、要望ですけど、以上です。

◇議長（吉田恭一君） 柳澤清次君の質問が終了いたしました。

続いて、5番山崎澄子君。

◇5番（山崎澄子君） 二つ質問させていただきます。

まず、第一の質問なんですけれども、本当に月並みの皆さんだれもが日常思っていること、このことに関して農業の諸課題なんですけど、ご質問させていただきます。

5次総合計画書に地域のブランド化による付加価値の高い農産物の生産をすると、本当に心躍る計画がありました。農業をしている者に対しては、こういうふうに考えていただくということは、どの作物ということを考える上に、本当に役に立つことだと思いますので、ぜひこれは進めていっていただきたいんですが、地域のブランド、今考えている栽培作物とそれから推進方法ですね。それはどういうふうにお考えになっているか、まずは聞かせていただきたいと思います。

2番目として、3月11日以降、ハウレンソウ、カキナ等は放射線の影響により出荷停止という最悪な状態でした。原木シイタケにおいては、出荷停止はおろか廃業に追い込まれる生産者もあると聞いています。このような生産物、生産者に対して町としてはバックアップはどのようにしているのか。そして、それぞれの被害額と廃業せざるを得ないシイタケ生産者の生活は今どのようなになっているのでしょうか。お伺いいたします。

次は、毎日のあいさつは、本当にもう猪鹿蝶じゃないですけども、鳥獣害の被害状況で始まるという今日です。鳥から始まりまして、小動物、大型でイノシシ、シカのような大型動物が里地はおろか住宅地域まで出没するような状況です。農地山林の荒廃、それと動物愛護によって捕獲禁止などが増加の原因の一つではないかと思えます。その耕作放棄

地解消の取り組みとあわせて、鳥獣害被害の対策はどのように進めているか、お伺いいたします。

次は、年々農業従事者の高齢化が進むのは、若年層の新規就農者が少ないことも原因と思われる。それで、現在、甘楽富岡地域においてはIターンでの希望者もいると聞いています。このような人たちに対して、農地や住宅等、いろいろな問題がありますが、そういったことに対して、どのように支援をしていくということに取り組んでいるか。また、それを進めていく予定はあるかというような、どのような取り組みをしているか、お伺いしたいと思います。

一つ目の質問は、以上です。

二つ目の質問です。甘楽パーキングにスマートインター設置をお願いしたいと思いました。

上信越道の群馬県下通過市町村において、インターチェンジが設置されていないのは甘楽町のみです。ただ、通過するだけの道路ではなく、スマートインターチェンジを設置することにより、本来の高速道路の利便性と地域の活性化が図られることは、とても大きなことではないかと思われます。

設置条件の一つであるBバイCは、1.01であり、基準値をクリアしているというふうに伺いましたし、そういうふうに出ています。

天引工業団地も稼動を始めました。金井の遠出居地区も、工業団地として開発が着工されつつあります。森林セラピーとともに、観光、工業と甘楽町がより活性化へと進み始めました。甘楽パーキングエリア接続のスマートインターを設置することで、首都圏はもとより当町に対してのアクセスがより便利になり、一層の経済効果が生み出されるものと期待できます。

現在の進捗状況をお伺いしたいと思います。

以上です。

◇議長（吉田恭一君） 町長。

◇町長（茂原莊一君） それでは、山崎澄子議員の「農業諸課題について」のご質問にお答えをいたします。

初めに、山崎澄子議員から、現在直面する農業の諸課題について、各範にわたるご質問をいただきましたが、ご質問のご趣旨のとおり、農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化と減少、そして担い手農家の育成確保をはじめ、農産物の輸入問題、鳥獣被害、加え

て昨年の震災以降の放射線による影響など、大変厳しく深刻な状況が続いていると認識をしております。

町といたしましても、こうした諸課題に真摯に向き合い、安心して信頼され、希望の持てる農業の確立を目指して取り組んでおりますので、ご理解をいただきたく、お願いを申し上げます。

その上で、ご質問の農業諸課題に対する取り組みの現状と今後の方針等については、この後、担当課長からお答えをさせますので、ご理解をいただきたくお願いを申し上げます。

続きまして、「甘楽パーキングにスマートインター設置を」についてのご質問にお答えをいたします。

初めに、山崎議員ご指摘のとおり、甘楽パーキングにスマートインターチェンジを設置することは、高速道路の利用者の利便性の向上、そして物流の効率化はもとより、地域の活性化に寄与する有効な方策であり、その促進を図る観点からこのたびのご質問をいただいたと思っております。

町といたしましても、スマートインターの設置は経済効果が極めて高く、地域振興を図る上で大きなポテンシャルとなると考え、平成22年度から調査・検討を行ってきており、今後も計画の実現に向けて、検討を重ね、推進をしまいたいと考えておりますので、ご理解をいただきたくお願いを申し上げます。

スマートインターにつきまして、現在の進捗状況につきましては、この後、担当課長からお答えをさせますので、よろしく願いいたします。

◇議長（吉田恭一君） 振興課長。

◇振興課長（三木純一君） それでは、命によりお答えをいたします。

最初の農業諸課題についてのご質問、一つ目の項目の地域ブランド化による付加価値の高い農産物の栽培作物、あるいは推進方法についてのご質問でございますが、ご案内のとおり町では、安心・安全・信頼の確保としまして、他町村に先駆けて有機農業を推進してまいりました。今後も、安心・安全な農産物の提供はもちろんでございますが、栽培過程や生産者の明示などにより、信頼を加えた甘楽ブランドの確立が必要と考えております。

このような基本的な考え方のもと、まず栽培作物については、有機農業オーナー制度の有機野菜や、キュウリ、トマト、ナス、ホウレンソウ、ネギなど、いわゆる「ぐんまの野菜重点8品目」のほか、リンゴ、キウイフルーツ、ソバ、切り干し用のサツマイモ、野沢

菜、レンゲ米などの地域特産物を考えております。リンゴ、キウイフルーツにつきましては、ジュースやジャムなどの加工品としても販売できますし、ソバは「ちいじがき蕎麦」オーナー制度から那須庵での提供まで6次産業化の取り組みが実践をされております。

次に、推進方法についてでございますが、道の駅甘楽をはじめ、ふるさと館、ふるさと農園、産業文化祭、北区などでの消費者交流やイベント開催、有機農業オーナー便や城下町ふれあい便の充実・拡充など、既存の組織や制度等を有効かつ効果的に活用していきたいと考えております。

ご質問の二つ目の項目の放射線の影響による原木シイタケ生産者について、その被害額、バックアップ対策についてのご質問でございますが、甘楽富岡地域の原木シイタケについては、議員ご質問のとおり、大打撃を受けております。本年8月に、東京電力に請求しました第1次のホダ木に係る損害賠償額は、甘楽町で4戸、廃棄のホダ木の本数が約9万本、請求額が約6,100万円となっております。

今回の損害の賠償請求のホダ木は、セシウム150ベクレル以上の基準でございましたが、今後はご案内のとおりホダ木の基準が50ベクレルに引き下げられますと、さらに被害が拡大すると考えられます。また、原木の値段が上がって購入が困難になりますと、廃業せざるを得ない生産者も出てくることも予想がされます。

そのようなシイタケ生産者について、県林業事務所や農業指導センター、農協、町等に相談し、個々の対策を考えていることと思っておりますが、その際、原木から菌床や、野菜など、他作物への転換等が考えられます。

バックアップにつきましては、現状では県の補助金や農業制度資金などを活用できるよう、支援をしたいと考えております。

次に、ご質問の三つ目の項目の鳥獣害対策と耕作放棄地解消の取り組みについてのご質問ですが、鳥獣被害をなくすことは大変大きな課題であると考えております。

ご承知のとおり、捕獲活動に関しましては、地元猟友会を中心に鳥獣対策実施隊を整備し、農地周辺に出没した動物の駆除を行っておりますが、野生動物を捕獲するということのみでなく、同時に農作物被害も発生してしまうという深刻な側面もございます。一例ですが、鳥獣が出没する起点となっております山間部と平坦部の境である天引、これは田口地区ですが、あるいは白倉地区においては、地元の農業者の方々にもご協力をいただき、大型のおりで年間を通してイノシシ、シカの捕獲を行い、隣接する平坦の地域への獣の出没を可能な限り防いでおります。また、電気柵設置によります侵入防止策も各所で取り組

んでおります。

しかし、捕獲が追いつかないのが実情でございまして、駆除としての捕獲はできますが、一方で議員ご指摘のとおり、動物の保護という考え方もございまして、絶滅をさせてしまうわけにはいきません。人と獣とのすみ分けが必要でございまして、山林、農地の荒廃により生息地との距離がなくなってしまうのが現状でございまして。耕作放棄地の多くは、耕作をするには条件の悪い場所が多く、隣接農地にも迷惑がかかり、隣接農地も耕作放棄される可能性が高まります。

町としましては、高齢化の進行や担い手農家の減少の中で、遊休農用地の利用促進事業として、観光や景観作物と連携できる果樹の栽培などを研究しておりまして、今後生産組織を育成しながら取り組んでまいりたいと考えております。

また、各農業者の鳥獣害防除の取り組みとしまして、耕作をしなくても保全のための管理を行うことも必要であると考えており、そのような管理に心がけていただくことで、野生動物とのすみ分けや耕作放棄地の解消につながると考えております。

次に、質問の四つ目の項目の新規就農者への対策についてのご質問でございまして、議員ご質問のとおり、農業従事者の高齢化や担い手の減少等が進む中で、次世代を担う新規就農者や認定農業者等の育成・確保が求められております。

I ターンで新規就農者については、青年海外協力隊の事前研修で、甘楽富岡地域に訪問経験のある若者を中心に、少しずつではありますが、就農をしてございます。

支援につきましては、担い手育成総合支援協議会の構成団体でございまして県の農業指導センター、農業委員会、農協、認定農業者連絡協議会、町等の関係機関が連携・協力して、農地の紹介や県の農業制度資金や青年就業給付金等を活用できるよう、自立を支援してまいりたいと考えております。

なお、住宅の紹介についてでございまして、個別のご意向等を勘案しながら、可能な限りの情報提供に努めてまいりたいと考えております。

以上、各範にわたりましたが、ご質問の各項目について、命によりお答えをさせていただきました。ご理解を賜りたくお願いを申し上げます。

大変失礼しました。二つ目の甘楽パーキングにスマートインター設置をの質問で、命によりお答えをさせていただきます。

スマートインターの設置につきましては、議員ご指摘のとおり、近接の天引工業団地をはじめとする土地の高度利用をはじめ、道路交通網の整備及び交通の利便性による観光客

の誘客など、先ほど町長の答弁のとおり、大きな経済効果が期待されるとともに、地域振興を図る上で有効な方策と考えております。

甘楽パーキングのスマートインターチェンジ設置計画について、これまでの検討結果では、ご案内のとおり、経済分析において実施可能性を有する、これはBバイCですが、1を超えるということで、そちらの方は判断をされていますが、財務分析において黒字経営は困難と判断をされています。

しかしながら、本町の交通特性を考慮しました交通需要の補正、これは城下町小幡、あるいは世界遺産などの誘客でございますが、そういったこと、あるいは無人化・遠隔監視等によります維持管理コストの縮減によって、財務分析を見直す余地は十分あると考えております。

このため、町長のご答弁のとおり平成24年度も引き続いて、甘楽パーキングのスマートインターチェンジの実現可能性について、調査・検討を行いたいと考えております。

もとより、スマートインターの設置につきましては、これまで町が主体となって設置の調査・検討を行ってまいりましたが、近時、北関東自動車道が全線の開通をしたことによりまして、県内の優位性がこれまで以上に高まっている、そういった状況の中で、県をはじめ関係機関との情報交換、連携、働きかけ等、積極的に現在町でも進めております。スマートインターの設置を希望する自治体の組織づくりも進んでおりまして、スマートインターチェンジ設置に向けた環境も整備されつつあります。

以上が、現在の進捗状況でございますが、町長ご答弁のとおり、引き続き甘楽パーキングのスマートインターチェンジ設置に向けて取り組んでおりますので、ご理解をいただきたくお願い申し上げます、答弁といたします。

◇議長（吉田恭一君） 山崎澄子議員。

◇5番（山崎澄子君） スマートインターの設置、これは町長さんはじめ振興課長のお話で大変よくわかりました。非常に費用のたくさんかかることですので、きょうのあしたにということにはいかないと思うことは重々承知しておりますけれども、やはり地域の利便性、それからいろいろなことを考えると、やはりおっしゃられたとおりぜひ進めていただきたいと思います。

それから、農業の諸課題なんですけれども、シイタケの方なんですけれども、原木から菌床というふうなことをさっきちょっと課長、おっしゃられましたけれど、菌床に移行するためにはものすごい金額がかかるんですね。そうでなくても、原木の方、とても打撃を

受けてまして、果たして菌床に移行できるのかどうかということを思います。例えば、私は、じゃ菌床にくらぐえするといったときには、いろいろな制度のそういった何か活用する制度があるかどうかということが思われます。

それと、一番最後のなんですけれども、高齢化の中で新規就農者、23年度には新規就農の方が何人ぐらいたか、それをもしわかればお聞かせいただけたらと思います。

この2点でお伺いいたします。

◇議長（吉田恭一君） 振興課長。

◇振興課長（三木純一君） お答えいたします。

まず、菌床へという表現で答弁させていただきましたが、菌タケ類という部分で同類項などでというお話で、そういった観点からお答えをさせていただきましたが、議員ご指摘のとおり設備投資が大変かかります。そういった意味で、現在の実例から申し上げますと、原木シイタケからの転換はナス栽培が多いようでございます。甘楽富岡JA管内でも、年間7件から8件ぐらいの転換者がございます。また、スタート資金、スタート設備の補助金等もご用意をしておりますから、そういったところが現実的な転換の方法の選択肢の一つではないかと考えております。

二つ目の新規就農者の関係でございますが、こちらの方も非常にデリケートな関係で、大体というわけにも言えません。手元に資料ないので、ちょっとお答えの方は遠慮させていただきますと思います。

以上ですが。

◇議長（吉田恭一君） 山崎澄子議員。

◇5番（山崎澄子君） どうもありがとうございました。前向きにぜひこの農業問題、検討していただきたいと思います。

以上です。

◇議長（吉田恭一君） 山崎澄子議員の質問が終了いたしました。

次に、12番山田邦彦君。

◇12番（山田邦彦君） 私は、3点について質問をさせていただきます。

まず、町立図書館と学校図書館との連携、オンライン化を進めていただきたいというテーマです。

興味のあるものを調べたり、好きな作家を見つけたり、中には人生が変わったり、古今東西、空想の世界、あるいはいろいろな場所に直ちに旅立てる。本は、私たちにたくさん



のことに与えてくれます。老若男女、いつでもどこでも手にすることができるのが魅力ですが、専門書や全集などは高価で手にしにくいものもあります。また、発行部数の少ないものや、既に絶版となり、手に入らないものなど、図書館に行けば何とかできるということもあり、住民からの期待も大きいものがあります。

そこで、幾つか伺います。

まず、町立図書館と学校図書館、それぞれの蔵書数と司書、司書教員の数。

2番目として、町も住民の要望を聞いていただき、図書館を開設していただきました。せっかくつくった図書館をもっと有効に活用できるように、図書館と学校図書館との連携をしてはいかがでしょうか。

3番目として、そのためにも学校に専任の司書教員が必要ではないかと思いますが、どうお考えでしょうか。

四つ目としまして、町立図書館と学校図書館の担当者が合同で会議などを開いて、学校の独自性を保ちながらも、それぞれの図書館へ何をどれだけ購入するかを計画的に行うことをしてはいかがでしょうか。各図書館ごとに購入するよりは、連携・協力して購入すれば、ダブリもなく、幅広くそろえることができると思います。まさに、最小の経費で最大の効果をもたらすことになるのではないのでしょうか。ぜひ実施をと思いますが、町の考えを伺います。

2番目の質問に移ります。公会堂などに、大型の生ごみ処理機の設置をテーマにします。

町長は、ごみ袋の代金は、ごみ処理費用の一部として、手数料としていただいていく、ごみ処理費用の30%をフォローしたいと言っていますが、実際にはその半分程度です。ごみ袋の代金を2倍にふやすか、ごみ袋の中身を半分の重さにするか、どちらかにするしかないと思います。どちらにしても、現実味が薄いと思いますので、考え方を改めるべきだと思いますが、いかがでしょうか。私個人としては、ごみ袋の代金をもとに戻し、手数料をいただくという考え方をなすべきと考えますが、いかがでしょうか。

千歩譲って、ごみ袋当たりの重さを半分にするには、かさを同じにして水分の多い生ごみなどを半分以下にする必要があります。そのためには、生ごみ処理機をもっと普及させなくてはなりません。まず現在の普及実績はどのくらいあるか伺います。

3番目として、今後どのくらいに普及をすれば、生ごみを半分にできると考えているでしょうか。

4番目として、設置しようとしても、コンポストや電動の生ごみ処理機を置くスペースのない人、スペースはあってもできた肥料を使う予定のない人、畑や田んぼを持っていない人への支援が必要と思いますが、考えられることはどんなものがあるでしょうか。

最後に、各公会堂へ大型の生ごみ処理機を設置してはいかがでしょうか。住民共同で運営する形にして、いわゆる公営民設という形で行えばスムーズに行くのではないのでしょうか。

町の考えを伺います。

最後に、原発とオスプレイの反対表明をしていただきたいというテーマで質問いたします。

今、国政は、政局ばかりが問題にされ、国民の大きな声を「音」と言っています。要するに、国民の声は雑音と考えていると思います。一向に聞く耳を持っていません。国政は、しばしばこんな状況になることがあります。こんなときには、今までも小さい自治体や個々の国民の皆さんが声を上げていき、国政を変える道を切り開いてきました。

今回の原発について、そしてオスプレイについても、党派や宗教など思想信条、年齢や性別、社会的な地位の違いを超えて反対がふえてきています。

まず、原発についてですが、政府が行った調査結果、これは新しいエネルギー政策を決めるための国民的議論、8月28日に公表されましたが、これを見ても、原発をゼロにしたいパブリックコメントと意見聴取会、そして討論型世論調査、どれを見てもそれぞれゼロにすることが87%、68%、46.7%と圧倒的な声となっています。20～25%については、8%、16%、そして13%です。

次に、オスプレイについては、アメリカの国防総省の文書でも、主に六つの欠陥が指摘をされ、何度も死亡事故を起こしています。その飛行ルートは、私たちの甘楽町の上空も高高度訓練試験空域にも、低高度訓練の試験空域にも入っています。もし、オスプレイの飛行が実証されると、静かな甘楽の空が騒音で荒らされるだけでなく、いつどこに落下するのかを気にしながらの毎日が続くこととなります。今までに、沖縄県の全自治体、県も含めた全市町村も反対決議をしています。また、山口県や広島、徳島、和歌山、そして秋田の各県知事、そして私たち群馬県の県知事も今のままでの飛行を認めていません。アメリカの国内では、地元の反対で数カ所で飛行が既に中止をされています。

ぜひ、町長も住民の代表として、原発とオスプレイに対して反対表明をしていただきたいと思いますが、どうお考えでしょうか。

以上です。

◇議長（吉田恭一君） 教育長。

◇教育長（柴山 豊君） 山田邦彦議員の「町立図書館と学校図書館との連携、いわゆるオンライン化を」とのご質問にお答えいたします。

図書館の魅力や役割については、議員ご指摘のとおりと考えております。

町立図書館の蔵書数は当初3万冊を目標に建設しましたが、現在では5万2,000冊を超え、年間貸出総数は10万6,000冊、年間利用数は町の人口のおよそ2倍の2万8,000人弱で、多くの町民の皆さんに利用されているところであります。また、平成23年度には、国庫補助を受けて、図書館管理システム改修事業に取り組み、図書館機能の充実に努めてきたところです。

さて、議員のご質問の要旨は、学校図書館のオンライン化と学校への司書の配置にあると思います。

司書教諭の設置については、学校にいる有資格者に発令するのではなく、専門職としての司書教諭が配置できるよう、国に働きかけていることを郡教育委員会連絡協議会、あるいは群馬県市町村協議会含めて、県に要望を提出しているところであります。この点につきましては、議員のお力添えをさらにいただきたいというふうに思っており、お願いしたいと思います。

なお、学校のオンライン化等につきましては、担当課長からお答えをさせますので、ご理解を賜りたくお願いいたします。

以上です。

◇議長（吉田恭一君） 町長。

◇町長（茂原荘一君） 山田邦彦議員の2問目の「公会堂などに大型の生ごみ処理機の設置を」とについてのご質問にお答えをいたします。

ごみ処理につきましては、平成18年7月から手数料方式を導入し、排出をしたごみの量に対応した手数料をご負担いただいております。そして、多くの町民の皆さんにごみの減量等にご理解、ご協力をいただき、感謝を申し上げるところであります。

おかげさまで、生ごみのコンポスト処理や資源ごみの分別など、ご家庭のご努力により、平成22年度においては、1人1日当たりの排出量は561グラムであります。県内では、少ない方から3番目となる実績を上げております。

平成23年度の決算見込みでは、ごみ処理にかかわる事業費は人件費を除き、約1億

3, 400万円となる見込みであります。対しまして、ごみの袋販売による手数料収入は、約2, 100万円であり、処理事業費に占める割合は、議員のおっしゃられるように約15. 6%であります。

手数料導入時には、ごみ処理費用の3割程度を受益者負担としてお願いしたもので、焼却委託料をはじめ、処理事業費は年々増加をしており、負担率は低くなってきているのが現状でございますが、その面からも議員がおっしゃるように、ごみの焼却量を半減させるという大きな目標にこれから挑戦をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

ご質問の2点目からは、担当課長にお答えをさせますので、よろしくお願いいたします。

それから、最後の質問でございますが、「原発、オスプレイの反対表明を」についてお答えをいたします。

原発の問題につきましては、山田議員からも過去の議会でもご質問をいただき、お答えをさせてきておるところでございます。

その都度お答えをしておりますように、原発は、減発といたしますか、原発を減らす減発として、新しいエネルギーを目指して、将来的にはゼロを目指すことが望ましいと考えております。

しかし、安定した電力が供給されることで産業活動が行われており、安定した電力がなくなれば、産業界に、そして家庭にも大きな打撃を与えることになり、それこそ日本の国力の低化にもつながってしまうと思えます。

まずは、原発の安全性を第一に考え、これからの原子力政策を考えていただく。そして、太陽光などの再生可能エネルギーの拡大を推進し、電力の安定供給を考えることが重要だと考えております。

次に、オスプレイの飛行について反対をとのご質問でございますが、安全性の確認がなされない中での飛行には、群馬県知事も飛行は認められないとの発言があったように、町としても住民皆さまの暮らしを守る立場から、オスプレイの飛行については反対であります。

以上です。

◇議長（吉田恭一君） 教育課長。

◇教育課長（山田隆史君） それでは、命によりお答えをさせていただきたいと思いま

す。

最初に、町立図書館と学校図書館、それぞれの蔵書数と司書、司書教諭数についてのご質問でございますが、町立図書館は蔵書数が5万2,767冊、司書は2名配置してございます。学校図書館の蔵書数は、小学校4校あわせて3万7,018冊、中学校2校で1万4,273冊で、合計では5万1,291冊ということで、町立図書館にほぼ匹敵するような冊数でございます。司書教諭については、小規模校でございます秋畑小学校を除く各校に有資格教員、司書教諭が配置されてございます。

次に、図書館と学校図書館との連携、オンライン化でございますが、町立図書館は、ご存じのとおり図書館システムが整備されておりますので、インターネットでも蔵書検索や貸出予約、未返却図書の管理を含めた貸出管理など、総合的に管理が可能になってございます。

また、新規購入図書の登録は、本の情報が図書館流通センターから電子データで入手できるため、手作業での入力作業は発生してございません。もちろん、各学校のパソコンから利用可能で、県立図書館や公立図書館等との連携も実現しているところでございます。

一方、学校図書館は、図書館管理システムが未整備のため、オンライン化を実現するためには、システム導入経費のほか、現在保有している本のタイトルやサブタイトル、著者、出版社をはじめ本の内容までを新たに登録しなければなりません。また、日ごろの貸出管理事務が新たに発生することになります。

現在は、有資格教員と町が各学校に配置している学校支援員が協力してその業務に当たっているところでございますが、実業務の多くは学校支援員が担っている状況でございます。

三つ目のご質問で、そのための対応として専任司書の配置をとということでございますが、この点については、先ほど教育長から申し上げたとおりでございますので、議員のお力添えをいただきたいというふうに思います。

最後に、町立図書館と学校図書館の連携による効果的運営についてのご質問でございますが、議員のご提案も一方法と考えますが、オンライン接続に伴うシステム導入経費や課題等を含め考えますと、各学校に分散して共有するよりも、むしろ司書や図書館管理システムが整備されている町立図書館を充実させる、町立図書館に集中させる方が現実的で、かつ費用対効果という面では成果が期待できると考えております。

そのためにも、住民の皆さんや教職員の意見に引き続き耳を傾け、選書し、図書館機能

の充実に努めてまいりますので、ご理解を賜りたくお願いを申し上げ、答弁といたします。よろしく申し上げます。

◇議長（吉田恭一君） 健康課長。

◇健康課長（中野哲也君） 命により、お答えをいたします。

初めに、生ごみ処理機の普及実績につきましては、平成6年にあっせんを開始したコンポスト容器が23年度末時点で、延べ1,649基となります。電動式ごみ処理機は、平成11年からの補助制度によるもので、設置数は530基です。この数字をもとに、耐用年数等による買い換えや利用休止などの要因を勘案して、普及台数の実数の約8割と推察をすれば、コンポスト容器は約3割の世帯に普及、電動式ごみ処理機は約1割の世帯に普及していることとなります。

次に、質問3のごみ処理機がどのぐらい普及すれば生ごみを半分にできるかにつきまして、お答えさせていただきます。

一つの試算ではありますが、可燃ごみの中に含まれる生ごみの重量割合は3割程度とされています。平成23年度に一般家庭から出された焼却ごみは、1,606トンです。生ごみが3割といたしますと、482トンとなり、1世帯当たりで換算しますと107キログラムとなります。そこで、これまでにあっせん補助したコンポストの稼働数が1,320基、電動式ごみ処理機の稼働数が420基、あわせて1,740世帯、約4割のご家庭で堆肥化等の減量化に取り組まれると仮定して計算をいたしますと、年間で186トンが再利用により減量化されていると考えられます。

この数値をもとに、単純推計をいたしますと、生ごみの重量を半分にするには、さらに241トン減量する必要があるとあり、これを1世帯当たりの排出重量で必要世帯数を換算すると2,250世帯となり、両者をあわせた世帯数は、全世帯の約85%という、ほぼ全世帯に近い数値となります。家庭内処理では、なるべく生ごみを減らそうという意識が芽生えますので、堆肥化等を体験することは大切と考えますが、住環境等に左右され、限界があると考えております。

次に、質問4の集合住宅などコンポストの設置が難しい家庭や電動式のごみ処理機で一次処理された肥料の処理・活用方法、並びに質問5の各公会堂への大型の生ごみ処理機を設置してはかがかについて、一括でお答えをさせていただきます。

議員ご質問の要旨のとおり、資源化できるごみをお金をかけて燃やしてしまうのは実にもったいない。生ごみを堆肥化し、地域で循環していく地域社会を目指す仕組みづくりは

重要な要素だと考えております。そのためには、各家庭での取り組みのほかに地域での取り組みが必要になると考えております。

ご提案の各公会堂に大型の生ごみ処理機を町が設置をすることは現状では考えておりませんが、それぞれの地区の現状に即したごみの減量化対策として、地域の方が共同で利用する生ごみ処理機や有機農地等へのコンポストの設置など、行政区が主体となる事業につきましては、甘楽町環境保健協会の補助金制度がございます。ごみの減量化・資源化に向けた地域の特色を生かした先進的な取り組みをご提案・実践いただければ、モデル事業となり得ますので、なお一層のご理解とご協力をお願いいたします。

以上でございます。

◇議長（吉田恭一君） 山田議員。

◇12番（山田邦彦君） それでは、図書館について、2回目の質問をさせていただきます。

概略はわかりました。それで、各学校と町立図書館とのオンライン化というのは要するにしないで、学校で今買う予定の図書も含めて町立図書館に設置をすればいいんじゃないかというふうに聞こえたんですけれども、それだとすればやはり④のような形で運用していかないと、やはりむだだとかいろいろ出てくるのではないかなと思うんです。

もし、そういう理解ではなく、何か考えがあるのであれば、また教えていただきたいと思えます。

そのほかのことについては、了解しました。特に、③については、ぜひいろいろな面でいろんな立場の人と協力しながら、法律には設置をするとは書いてあるんですけれども、学級数が少ないと設置しなくてもいいようになっていますので、そういうふうなことを改正というんでしょうかね。も含めて、町の知恵も貸していただいて、県ですとか郡と一緒に働きかけること、お力添えを言われたんですが、ぜひ議員の皆さんもそういう形でのバックアップも、私から言うのも変なんですけれども、勉強を一緒にしていただければいいなと思えます。

さっきのオンライン化のことと各学校の図書の購入方法を改善していただけるのかどうかを質問いたします。

◇議長（吉田恭一君） 教育課長。

◇教育課長（山田隆史君） このオンライン化の部分でご質問をいただきましたけれども、図書館と学校図書館との双方向のオンラインというんですかね。その辺については、

図書館側では特に必要がないのではなかろうかということのご提案でございます。むしろ、学校から図書館の方向、あるいは学校間の相互のオンラインというんですかね。そういうことをご質問されているというふうに私、思いましたので、学校間で貸借するよりも、図書館を充実させて図書館で検索できるような形をとった方がより効果的ではないのだろうかということで、お答えをさせていただいたところでございます。

いずれにしても、このオンライン化については、学校のパソコンから図書館の状況を見ることは十分可能でございますので、あとは学校間同士が必要かどうかということになると思いますので、今、教職員の意見も聞きながら、そういうことが必要であれば、そういうことが実現できるように検討はしてまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

◇議長（吉田恭一君） 山田議員。

◇12番（山田邦彦君） 1問目はそういうことで進めていただきたいと思います。了解いたしました。

2問目について、2回目の質問をさせていただきます。

数字がいっぱい紹介されたので、こうしましょうとここで気のきいたことがちょっと言いつらいんですけれども、要するにほとんどの世帯で処理機、コンポストなり、電動の生ごみ処理機をきちんと生ごみを処理できないと、このごみ袋の代金を全体の分母から見て30%に上げることは不可能だということですよ。それは、さっき町長言われるように生ごみ半減作戦だか半減計画だか、本当に全部の世帯でやっぱりやらないといけないうわけで、本当にもしできればそれこそすごい実績になるかなと思ひながら伺いました。

ただ、やっぱり個人個人のおたくを対象にしたのでは、やはりそこはどうしても無理だと今のところ私は思うんですね。古い考え方と言われれば、またうまい方法を教えていただければと思うんですけれども、それで特に④と⑤なんですけれども、個々の住民の方が区ですとか、衛生保健協会ですとかにいろいろ提案してこういうふうなことをしましょうよというのは、やっぱりうんと難しいと思うんですね。やっぱり、こういうメニューがあるので、住民の皆さん、何か選んでくださいというようなことをやっぱり町が、あるいは環境保健協会の方でメニューをつくって提案しないと、こんなこと言っちゃいけないんじゃないかということで、住民の方からは声が出しづらい部分だと思うんですね。

特に、いろんなコンポストとか処理機を使いながら肥料ができたとしても、さっき言いましたけれど、畑とか田んぼがない家は、せっかくできた肥料が使えないわけですよ。



それは、やっぱり個人的に農家の人に使ってもらおうとか、個人的に家庭菜園で使ってもらおうというのは、やはり難しいと思うんです。町の中で、こういうふうなメニューがあって、あなたはこれを選んだらどうでしょうかというのがないと、それはやっぱり町としての施策として導入した方が、しないとなかなかさっきの半減作戦、半減戦略にはいかないんじゃないかと思うんです。

ぜひ、その辺りを実施していただきたいと思うんですが、あらためて伺います。いかがでしょうか。

◇議長（吉田恭一君） 健康課長。

◇健康課長（中野哲也君） 山田議員から2点ほどご質問をいただきました。

地域の取り組み、環境保健協会という話をさせていただきました。よく言われる話で、ごみの減量化、特に生ごみの減量化等に見れば、やはり家庭。まず、そこからがスタートになるんだというふうに考えております。やはり、上からといいますかね。押しつけるのではなく、住民が自ら自発的にごみを減らしていきましょ、水分を減らしていきましょというような取り組みにしていだけるようなために、先程環境保健協会の話をしました。支部長さんもいられます。そういった中で、地域の緻密な取り組み、そういうものを私どもの方とすれば、まず期待をしながら、議員さんがおっしゃるように、そういうものの中で非常にいいもの、これは効果あるものについては、町の方も十分にバックアップをしていく。その体制については、今後やはり考えていく。町長が言っているように、燃やせるごみを半減していくという大きな目標に挑戦していくということになれば、そういう部分について十分考えていきたいというふうに思っております。

それと、2点目で、せっかく農地があってコンポスト化されたものはあれですが、電動の生ごみ処理機等で乾燥化したもの、こういうものについて居場所がないよということがございます。確かに、おっしゃるとおりだと思います。

農家等で引き受けてくれればいいんですが、有機農業等で引き受けてくれればいいんですが、どうしても生ごみのものについては成分が一定をしなかったり、塩分の問題だとか、いろんなハードルがあるように聞いております。

そういった中で、一つですけれども、フラワープランだとか、花の種銀行とか、やはりその地域等々の中で今後私の方もできることであれば、そういった特に電動式の生ごみ処理機、こういうものが普及しているご家庭等に一例とすればアンケートをとりながら、どういう状況でしているのか、そういうものをやはり調べながら、家庭の状況等を調査をし

ながら、それに対して望ましい施策ができるようなことは検討していきたいと思っておりますので、重ねてご理解の方をよろしくお願いいたします。

◇議長（吉田恭一君） 山田議員。

◇12番（山田邦彦君） ④については了解しました。

⑤についてなんですけれども、今初めて減量化について取り組みをしましょうというのであれば、課長の答弁のとおりだと思えますね。甘楽町の場合は、もう何十年も前から減量化に取り組んでいて、特にそれがターニングポイントかどうかわかりませんが、分別収集が始まったときには、やはり住民の皆さんがうんと努力して、今でもそれが続いているわけですね。そういう中で、町長がおっしゃったんですたっけ、課長でしたっけ。町長ですね。1日の1人当たりのごみの量というのが群馬県で3番目、上から3番目、これはもう10年来このポジション守っているわけですね。それはやっぱりいろいろな今までの努力があって、その上で例えば2番、1番にならないのは、今のところなっていないのは、今からまたご破算にして話を始める話じゃないですね。今までの実績にまた積み上げていく話なので、そういう中でさっきの85%の家庭がというのは、ほとんど100%の家庭だと私は思うんですけれど、何らかの形で自分の家でやらなくてはならない。でも、それは随分時間が過ぎていろんな対策を立てた上で、これだけの数字、実績が上がっているわけですね。

ですから、やはり今度はまた違う施策といいますか。違うメニューといいますか。違う手をつくらなければ、私はこれ以上ごみを減らすのは本当に難しいと思うんです。無理だとは思いますが、やっぱり条件の悪い人はほとんどもう設置をしていたり、努力をしているんだと思うんです。その上で、やっぱりさっきの手数料としては30%をとということになれば、もっと画期的ないわゆる革命的なやり方をしなくちゃいけないと思うんです。⑤が画期的か革命的かというのはわかりませんが、やっぱりそういう提案をさせていただいたので、ぜひいろいろところで議論、検討をしていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

◇議長（吉田恭一君） 町長。

◇町長（茂原荘一君） 今、ご質問をいただきました。確かに、ここへ来ますと、今、山田議員がおっしゃられますように、違う手を使うということを考えていかなきゃならないというふうには思っておるところでございます。それが、今、山田議員がおっしゃられますように、5番の大型の生ごみの処理機を各公会堂へというのは、一つの提案であるし、

一つの案であるというふうには確かに思います。

しかし、これがすぐすぐというわけにはなかなかいかないのは、じゃだれが管理するか、だれが出た堆肥をどうに使うか、いろんな策があると思いますので、十分こういうものを踏まえながら、今までとまた違った方策も十分検討していきたい。この大型の生ごみ機といいますか。これをそんな大型じゃなくも、各何軒かの家庭が集まった中で使えるようなものであるとか、いろいろな方策があると思いますので、ぜひ検討を進めていきたいというふうに考えておりますので、何かございましたらまたご指導をいただければと思っております。よろしく願いいたします。

◇議長（吉田恭一君） 山田議員。

◇12番（山田邦彦君） じゃ、2問目は了解いたしました。

3問目に移らせていただきます。

まず、原発についてなんですけれども、将来的にはゼロをとというお話があつて、よかつたなと思います。

それで、やはりこれも関西電力が発表した数字なんですけど、今年の夏が乗り切れないということで大飯原発を二つフル稼働、一月、二月前ですかね、させました。それで、やってみたら、8月3日がピークで、関西電力が設定している3%という基準をつくってやっているらしいんですが、3%以上の余剰電力が原発を除いても今回は実施ができたんですね。おとしに並ぶ猛暑で、歴史的な猛暑、体験したことのないような猛暑みたいないろんな形容詞がありましたけど、それでも原発がなくても計算上は安定した電力が家庭にも産業界にも供給ができたというのが、それこそ証明がされたということがあります。

以前に、上毛新聞でいろいろ市町村別の原発ゼロとか何とかいろいろ調査がありましたが、そのときから比べるとやはり1年間いろいろと経験した中での原発がなくても、計算上は不都合がなかったということができましたので、ぜひ一歩進んでいただいて、今の段階でもゼロにしても大丈夫だということが証明されたわけですから、反対表明といいますかね。していただければうれしいなと思いますが、いかがでしょう。

それと、オスプレイについては、いわゆる条件つき、さっきの原発と同じですけれども、反対という話をしていただいてよかったんですけれども、安全性を確認できなければということは、要するにもう安全性が確認できない代物なんですよね。ここではくどくど言いませんが、開発に携わったアメリカの国防総省の担当者でさえ六つの、ここにも書きましたが、欠陥があるというふうに出ています。ぜひ、それもよく調査といいますか、し

ていただいて、一日も早くオスプレイは飛ばさないように、配備しないようにという反対表明をしていただきたいと思います。ご検討をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

◇議長（吉田恭一君） 町長。

◇町長（茂原莊一君） 最初に、原発の話であります。先ほど関西電力の話がありましたが、計算上は足りたという話でありました。しかし、火力発電にかなり頼った部分での足りたということだというふうに思っております。火力発電に頼り切りでこれから先いけるかどうかというのも、少しは検討しなくちゃならないかなというふうに思っているところでもあります。例えば、太陽光をもっとふやすとかという話になりますけれども、太陽光も非常に買い上げの単価を上げました。そのことは家庭の電力に影響してきているわけありますから、やっぱり一概に現在の状況で間に合ったから、原発を即すべて停止するということがどうかなというふうにちょっと今思っているところでもありますけれども、先程申し上げましたように、将来的には原発はゼロを目指して、いわゆる再生可能エネルギーをもっと開発をして取り組んでいくことが必要だろうというふうに思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

それから、オスプレイにつきましては、安全性はもう絶対に確認できないんだということ。山田議員はおっしゃられましたけれども、その辺で安全性が確認できないのであれば、私は飛ばすことについては反対だということでもありますので、よろしく願いいたします。

◇12番（山田邦彦君） はい、了解しました。

◇議長（吉田恭一君） 山田議員の質問が終了をいたしました。

一般質問が終了いたしました。



### ○字句等整理委任の件

◇議長（吉田恭一君） 平成24年第3回甘楽町議会定例会の全日程が終了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第45条の規定により、字句の整理につきましては議長にご一任願いたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（吉田恭一君） 異議なしと認めます。

よって、字句等の整理につきましては、議長に一任願います。

---

○町長あいさつ

◇議長（吉田恭一君） 以上で、本定例会に上程されました全議案の審議が終了いたしました。

ここで、町長から定例会閉会に当たりあいさつの申し出がありますので、これを許します。

町長。

◇町長（茂原荘一君） 平成24年第3回定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今議会定例会では、平成23年度の一般会計及び各特別会計、水道事業会計決算認定をはじめとする12議案のほか、諮問2件をご提案申し上げましたところ、それぞれ慎重にご審議をいただき、すべて原案どおりご議決を賜りましてまことにありがとうございました。厚くお礼を申し上げます。

一般質問や議案審議の過程でお寄せをいただきました貴重なご意見、ご提言等は、常に念頭に置いて町政執行に当たりたいと考えておりますので、今後ともご指導、ご協力のほどをお願い申し上げます。

さて、富士山は初冠雪を記録したそうでございますが、甘楽町ではまだまだ厳しい残暑が続いております。また、雨の少ない状態が続いており、8月の降水量は昨年に比べ非常に少なく、農作物にも影響が出ておりますので、大きな被害のないことを願っております。

議員各位におかれましては、これから秋に向かい多くの行事が予定されており、ご多忙の季節となります。来週末からは、秋畑小学校を手始めに運動会が開催されます。どうかご自愛をいただきまして、ますますお元気にして、ご活躍いただきますようご祈念を申し上げ、閉会のごあいさつといたします。大変ありがとうございました。

---

○議長あいさつ

◇議長（吉田恭一君） 閉会に当たり、議長から一言ごあいさつ申し上げます。

去る6日に開会されました今期定例会は、上程されたすべての議件を滞りなく議了し、

ただいまをもって無事閉会の運びとなりました。

定例会中、終始熱心なご審議を賜りました議員各位をはじめ、円滑な議会運営にご理解とご協力を賜りました執行各位に厚くお礼を申し上げます。

執行各位におかれましては、財政は厳しい状況にありますが、議案審議等におきまして、議員各位から出されました意見等は十分意を払い、限られた財源の中で創意と工夫をもって財政の執行に当たり、財政の健全化を図りつつ、町民が安全で安心して生活できる輝くまちづくりに一層の努力をされますことをお願い申し上げます。

今年は9月に入っても暑さが続き、雨も少なくまだまだ残暑が厳しい折ですが、これからはだんだんと秋らしく野や山が色づく季節となりますが、議員各位をはじめ、執行各位におかれましては、何かとご多忙のことと存じますが、健康には十分に留意をいただき、町政進展のためにますますのご活躍されますことを心からご祈念申し上げまして、閉会のあいさつといたします。



## ○閉 会

◇議長（吉田恭一君） 以上で、平成24年第3回甘楽町議会定例会を閉会いたします。

午後3時52分閉会



上記の会議の次第は、議会事務局が作成したもので、その記載の内容が正確であることを認め、ここに署名する。

議会議長 吉 田 恭 一

署名議員 長 岡 敬 一

署名議員 柳 澤 清 次